２０２６年８月６日

各　　位

会 社 名　新東株式会社
代表者名　代表取締役社長　石川　達也
（スタンダード市場・札証コード、５３８０）
問合せ先　取締役管理部長　早川　正
電　　話　０５６６－５３－２６３１（代表）

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
（会社法第 165 条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当社は、2026 年８月６日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由

当社は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場における上場維持基準のうち「流通株式時価総額」基準について適合しない状態となっており、2026 年７月１日付で東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されております。

これに伴いまして、2026 年７月１日付開示資料「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」にてお知らせした通り、当社の維持基準（流通株式時価総額）の適合に向けた計画期間は 2027 年６月期末であります。

そこで、当社の株価水準、資本効率及び財務状況等を総合的に勘案し、自己株式の取得により、１株当たり当期純利益（ＥＰＳ）及び自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）等の資本効率の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させることが、中長期的な企業価値及び株式価値の向上につながるものと判断いたしました。これにより当社普通株式の市場評価の向上及び上場維持基準への適合に向けた環境整備に資するものと考え、自己株式の取得を実施することといたしました。

今回の自己株式の取得期間の終期につきましては、上記計画期間以降である 2027 年７月 31 日を設定しております。これは、市場環境や株価水準を勘案しながら自己株式の取得を機動的に実施し、中長期的な企業価値及び株式価値の向上を通じて、流通株式時価総額の向上に資することを目的としております。

2026 年７月１日付開示資料「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、「当社が提出する 2027 年６月末日時点での「株式等の分布状況表」（2027 年８月中に提出予定）に基づく東京証券取引所の審査の結果、流通株式時価総額に適合している状況が確認されなかった場合には、当社の株式は、東京証券取引所において整理銘柄に指定され、2028 年１月１日に上場廃止となります。」が、今回の自己株式取得の取得期間の終期はそれ以前に到来　する予定であります。

２．取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類　　当社普通株式

（２）取得し得る株式の総数　　40,000 株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 5.65%）

（３）株式の取得価額の総額　　40 百万円（上限）

（４）取得期間　　2026 年 8 月 7 日から 2027 年 7 月 31 日

（５）取得の方法　　東京証券取引所における市場買付け

（注１）市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

（注２）今回の自己株式の取得は、株主還元の充実の他に当社株式の売却機会提供を目的としており、上記の取得し得る株式の総数および取得価額の総額の上限に達せず期限による終了となる場合がございます。

（ご参考）2026 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）　707,540 株

自己株式数　124,142 株

以　上